

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正（骨子案）について

1 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例について

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、県民生活の平穩を保持することを目的として、昭和39年2月に施行した条例です。

2 条例改正の背景

スマートフォンの普及、撮影機器の小型化、高性能化などを背景に、現行条例により規制されていない学校、事務所等での盗撮行為が発生しています。

また、つきまとい、行動の監視、粗野又は乱暴な言動等を行う事案の中には、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情の認定が困難で、ストーカー規制法が適用できないことが認められるなど、特定の者に対し、正当な理由なく、妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で行われる嫌がらせ行為が発生しています。

これらの行為は法令による規制が及んでおらず、県民生活に大きな不安を与えていることから、次の内容について改正を検討しています。

- 盗撮行為等に係る規制の強化
- 嫌がらせ行為の禁止の新設

3 盗撮行為等に係る規制の強化

(1) 規制対象場所の拡大

ア これまで盗撮行為等を規制していた「公共の場所又は公共の乗物」に加え、不特定又は多数の人が利用し、又は出入りする場所や乗物を新たな規制対象場所とすることを考えています。

(一例)

- 学校、会社の事務室
- カラオケボックスの個室
- タクシー

イ これまで、「公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所」における盗撮行為等を規制していましたが、「公衆が利用することができる」との限定を外し、さらに、「住居」を新たな規制対象場所とすることを考えています。

(一例)

- 学校、会社に設置されたシャワー室
- 学校、会社のトイレ
- 学校、会社の更衣室
- 住居

ウ 盗撮目的で写真機等を「人に向ける行為」及び「設置する行為」を新たに規制対象とすることを考えています。

罰則については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習の場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を考えています。

(2) 撮影行為の罰則強化

盗撮により撮影された画像は、インターネットに流出した場合、回収が困難で二次被害のおそれがあるなど、法益侵害の程度が大きいことから、撮影行為に限り、

（現行）6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

（常習：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

から、

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

（常習：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

に引き上げ、罰則を強化することを考えています。

4 嫌がらせ行為の禁止の新設

特定の者に対する恋愛感情等を充足する目的で行われるつきまとい行為等については、ストーカー規制法で禁止されているところですが、悪意の感情によるつきまとい行為等は現在のところ法令による規制が及んでおりません。当該つきまとい行為等が同一の者に対し反復して行われる行為は、県民生活に大きな不安を与えていることから、次に掲げる8種類の行為のいずれかを悪意の感情の目的で反復して行うこと（嫌がらせ行為）を禁止することを考えています。

- つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

罰則については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習の場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を考えています。

5 施行期日（予定）

令和2年7月1日